

(その1)

収支報告書

(令和 6 年分)

- (ふりがな) (にほんきょうさんとうちばけんとうぶちくいんかい)
- 1 政治団体の名称 日本共産党千葉県東部地区委員会
- 2 主たる事務所の所在地 千葉県茂原市高師571-6
- 3 代表者の氏名 椎名 史明
- 4 会計責任者の氏名 蕨 真

問合せ先

(担当者)

椎名 史明

(電話)

0475-23-3331



102400
3/31

定内郵資国全領N F2 F3 F4 F5 F6
解後察N N 県 N 過 0

資金管理団体の指定の有無

✕ 無

有

※以下は指定「有」の場合のみ記入

公職の種類

(現職 ・ 候補者等)

資金管理団体の
届出をした者の
氏名

(※1) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※1 報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消し
をした場合のみ記入すること。

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

✕ 政党の支部

政 党

その他の政治団体
(後援会等)

政治資金団体

その他の政治団
体の支部

政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

✕ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名

公職の種類

現職 ・ 候補者等

(※2) 国会議員関係政治団体に関する特例の

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※2 報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した
場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1 収支の総括表

		十億	百万	千	円
(1) 収入総額	(①+②)				
① (前年からの繰越					
② (本年の収入 $\square A + \square B + \square C + \square D + \square E + \square F + \square G$)					
(2) 支出総額	(表(その13-1)の合計額)				
(3) 翌年への繰越額	((1)-(2))				

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。 — ↑

(1) 個人の負担する党費又は会費					
金額	$\square A$	十億	百万	千	円
員数					

(2) 寄 附					
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分		金 額			
		十億	百万	千	円
(ア) 個人からの寄附					
〔うち特定寄附〕					
(イ) 法人その他の団体からの寄附					
(ウ) 政治団体からの寄附					
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)					
〔寄附のうち寄附のあつせんによ					
イ 政党匿名寄附					
合 計 $\square E$ (ア + イ)					

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいふ。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円			
日本共産党千葉県委員会		1	054	284	2024. 1. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			977	133	2024. 2. 28	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			968	502	2024. 3. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			968	783	2024. 4. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			961	838	2024. 5. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			962	086	2024. 6. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			978	577	2024. 7. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			974	247	2024. 8. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			965	145	2024. 9. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			964	437	2024. 10. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			960	412	2024. 11. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			964	855	2024. 12. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
こ の 頁 の 小 計		11	700	299			
合 計	F	11	700	299			

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄附者の区分		個 人	
寄附者の氏名	金 額				年月日	住 所	職 業	備 考
戸部 薫	十億	百万	千	円		勝浦市松野1087-13	市議会議員	
			632,900					
			240,000		2024.12.20			
			392,900		2024.12.25			
山中 和弘			22,501		2024.7.30	いすみ市大原10135-2	無職	
榎 友子			33,400		2024.12.25	いすみ市深堀248-2	看護師	
阪倉 芳枝			52,400		2024.12.25	いすみ市大原2699	無職	
近藤 脩			58,800		2024.12.25	いすみ市山田2050-3	無職	
井上 ひろみ			690,000			いすみ市岬町中滝1562-3	市議会議員	
			240,000		2024.12.20			
			40,000		2024.12.20			
			410,000		2024.12.25			
山中 喜七			40,000		2024.12.30	夷隅郡大多喜町猿稻167-6	無職	
平山 一夫			75,830		2024.12.25	夷隅郡御宿町御宿台242-5	会社員	
北田 豊			54,900		2024.12.20	茂原市早野2408-5	無職	
加藤 古志郎			68,400		2024.12.10	茂原市七渡1582	農業	
この頁の小計			1,729,131					
その他の寄附					→	※ 下記注意(1)参照。		
合計					→	※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名	金 額				年月日	住 所	職 業	備 考
	十億	百万	千	円				
椎名 史明			60,000		2024.12.30	茂原市八幡原404-1	政党役員	
平 幸子			952,000			茂原市八幡原799-24	市議会議員	
			592,000		2024.12.25			
			360,000		2024.12.30			
高坂 順子			30,000		2024.12.20	茂原市新小轡531-3	農業	
鶴岡 巖			30,000		2024.12.20	長生郡一宮町一宮2492-2	会社役員	
畑場 博敏			229,479		2024.12.25	長生郡一宮町東浪見2732	町議会議員	
伊藤 美千代			16,000		2024.12.25	長生郡一宮町一宮3785-6	無職	
塩谷 法道			35,000		2024.12.10	長生郡長生村金田3000-106	無職	
平岡 幹雄			48,400		2024.12.10	長生郡睦沢町上市場256-8	無職	
関 克也			330,800		2024.12.25	長生郡長生村信友1935-53	村議会議員	
松島 和子			235,000		2024.12.20	長生郡睦沢町上市場2418-6	町議会議員	
市川 隆子			367,600			長生郡白子町古所2996	町議会議員	
			60,000		2024.12.10			
			307,600		2024.12.25			
この頁の小計			2,334,279					
その他の寄附					→	※ 下記注意(1)参照。		
合計					→	※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名	金 額			年月日	住 所	職 業	備 考
	十億	百万	千 円				
和田 和夫			84,840	2024.12.25	長生郡長南町千田1538-4	無職	
前田 京子			191,700		東金市宿618-4	市議会議員	
			131,700	2024.12.25			
			60,000	2024.12.30			
島田 榮子			30,000	2024.12.25	東金市福俵356	無職	
柴崎 春枝			60,000	2024.12.30	東金市日吉台6-15-10	無職	
大谷 芳孝			30,000	2024.12.20	東金市堀上51-2	無職	
佐久間 久良			30,000	2024.12.10	大網白里市細草2177	市議会議員	
長谷川 拓人			50,000	2024.12.28	大網白里市北飯塚200-7	自営業	
富樫 正枝			38,400	2024.12.20	大網白里市南横川3127-7	無職	
稲葉 農利子			24,000	2024.12.25	大網白里市柳橋845-13	会社員	
高橋 昭雄			27,800	2024.12.20	大網白里市木崎663-11	無職	
高坂 健司			20,000	2024.12.25	大網白里市大網183-3	自営業	
石澤 庸彰			53,000	2024.12.10	山武市埴谷1742-96	団体職員	
小島 雄一			8,400	2024.12.20	山武市埴谷2418-147	会社役員	
この頁の小計			648,140				
その他の寄附				→	※ 下記注意(1)参照。		
合計				→	※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄附者の区分		個 人	
寄附者の氏名	金 額				年月日	住 所	職 業	備 考
	十億	百万	千	円				
佐瀬 一之			100,	000		山武市埴谷2306	農業	
			60,	000	2024. 8. 30			
			40,	000	2024. 11. 20			
黒石 比佐栄			30,	000	2024. 12. 10	山武郡九十九里町真亀409-8	無職	
並木 幹男			381,	435	2024. 12. 20	山武市下布田296	市議会議員	
谷川 優子			334,	400		山武郡九十九里町片貝1741	町議会議員	
			258,	000	2024. 12. 25			
			68,	000	2024. 12. 30			
			8,	400	2024. 12. 31			
山崎 義貞			6,	500	2024. 12. 20	山武郡横芝光町宮川6478-3	町議会議員	
秀島 成智			10,	000	2024. 12. 30	千葉市稲毛区柏台1-7-402	無職	
斉藤 雄哉			240,	000	2024. 12. 20	東京都小平市小川東町4-1-1-C-11	看護師	
座波 次信			16,	200	2024. 12. 25	山武市日向台40-2	無職	
寺田 恵美子			40,	000	2024. 12. 30	山武市津辺490-4	無職	
この頁の小計			1,	158, 535				
その他の寄附			8,	459, 219				※ 下記注意(1)参照。
合計			14,	329, 304				※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に 特 と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表									
項 目		金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出			
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 経常経費									
	(1) 人件費		5,124	104					
	(2) 光熱水費		383	710					
	(3) 備品・消耗品費		6,971	810					
	(4) 事務所費		3,347	744					
小 計 ((1)～(4))			15,827	368					
2 政治活動費									
	(1) 組織活動費		6,067	913					
	(2) 選挙関係費		516	168					
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※		1,167	359					
内 訳	ア 機関紙誌の発行事業費			0					
	イ 宣伝事業費		1,167	359					
	ウ 政治資金パーティー開催事業費			0					
	エ その他の事業費			0					
	(4) 調査研究費		204	410					
	(5) 寄附・交付金		4,517	064		4	517	064	
	(6) その他の経費			0					
小 計 ((1)～(6))			12,472	914		うち本部・支部間の交付金合計 4,517,064 円			
合 計			28,300	282		←1の小計と2の小計の合計を記載すること。			

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経費(その4)	政治費(その5)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体 (政党、政治団体、議員等)	1件5万円以上の支出	不要 ※経費管理は必要	

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		×1 組織活動費	2 選挙関係費	3 機関紙誌の発行事業費	4 宣伝事業費			6 その他の事業費
		組織対策費						
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会場費	十億	百万	千	円	2024.3.19	長生村文化会館	千葉県長生郡長生村岩沼2119	
この頁の小計			80	700	-			
その他の支出			5,987	213				
合計			6,067	913	-			

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)

(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別荘とすること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		1 組織活動費 ×2 選挙関係費 3 機関紙誌の発行事業費 4 宣伝事業費	6 その他の事業費 7 調査研究費 8 寄附・交付金 9 その他の経費		選挙対策費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	十億	百万	千	円			
寄付			352	288	2024.10.15	椎名史明 千葉県茂原市八幡404-1 原	
選挙事務所借上			100	800	2024.10.15	同上	無償提供
こ の 頁 の 小 計			453	088			
そ の 他 の 支 出			63	080			
合 計			516	168			

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)

(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分 (小分類) 例を参考に記入	
		1 組織活動費 2 選挙関係費 3 機関紙誌の発行事業費 × 4 宣伝事業費 5 政治資金パーティー開催事業費	6 その他の事業費 7 調査研究費 8 寄附・交付金 9 その他の経費	宣伝事業費				
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円				
こ の 頁 の 小 計				0				
そ の 他 の 支 出		1,167	359					
合 計		1,167	359					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑) 1 組織活動費 2 選挙関係費 3 機関紙誌の発行事業費 4 宣伝事業費 5 政治資金パーティー開催事業費		* 6 その他の事業費 7 調査研究費 8 寄附・交付金 9 その他の経費	項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分 (小分類) 例を参考に記入		
		書籍購入費						
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								
その他の支出				204,410				
合計				204,410				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1 組織活動費 2 選挙関係費 3 機関紙誌の発行事業費 4 宣伝事業費 5 政治資金パーティー開催事業費	6 その他の事業費 7 調査研究費 8 寄附・交付金 9 その他の経費		(納付金)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千 円			
納付金			286,424	2024.1.31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15
納付金			389,096	2024.2.28	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15
納付金			242,466	2024.3.31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15
納付金			294,942	2024.4.30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15
納付金			222,869	2024.5.31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15
納付金			354,219	2024.6.30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15
納付金			317,656	2024.7.31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15
納付金			314,194	2024.8.31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15
納付金			220,341	2024.9.30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15
納付金			929,357	2024.10.31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15
納付金			555,253	2024.11.30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15
納付金			390,247	2024.12.30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15
この頁の小計			4,517,064			
その他の支出						
合 計			4,517,064			

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳								
支 出 項 目	金 額				年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円				
納付金			286,	424	2024. 1. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			389,	096	2024. 2. 28	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			242,	466	2024. 3. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			294,	942	2024. 4. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			222,	869	2024. 5. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			354,	219	2024. 6. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			317,	656	2024. 7. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			314,	194	2024. 8. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			220,	341	2024. 9. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			929,	357	2024. 10. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			555,	253	2024. 11. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			390,	247	2024. 12. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
こ の 頁 の 小 計			4,	517,064				
合 計			4,	517,064				

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

宣 誓 書

全団体必要

添 付 書 類 (別添のとおり)

✕ 領収書等の写し

監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)

政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 31 日

政治団体の名称

日本共産党千葉県東部地区委員会

会計責任者の氏名

蕨 真



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代表者の氏名

印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要